

令和5年度 若者のサード・プレイス構築等業務 業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、青森県（以下「発注者」という。）が委託する「若者のサード・プレイス構築等業務」に必要な事項を定めることを目的とする。

2 概要

(1) 委託業務名

若者のサード・プレイス構築等業務

(2) 業務の目的

近年、若者を取り巻く環境は厳しさを増し、社会的及び経済的に困窮し、生きづらさを抱える若者が増加している。

このような、孤立し、困難や生きづらさを抱えた若者が、社会とのつながりの維持や再構築ができる仕組みづくりに向け、家庭や学校、職場以外で、安心して参加し発言でき、存在を認められる場、いわゆる「サード・プレイス」と呼ばれる居場所について、インターネットを活用して構築に取り組むことを通じ、若者と社会のつながりづくりを図る。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

3 委託業務内容

インターネット上にソーシャルメディア系サービス／アプリを利用した、メイン司会者（パーソナリティ）とゲストとの対談の配信に視聴者が意見を書き込むことにより参加できる形態を基本とする、仮想のサード・プレイスの構築に関する以下の業務

(1) 配信内容の取材及び企画

県が提供するゲストの情報による取材、取材内容に基づいた配信内容の企画、シナリオ作成。

パーソナリティには、対談に加え、取材、配信内容の企画、シナリオ作成を追加で依頼することも可能。

(2) 収録、編集、配信業務

収録し、収録後にテロップを付すなどの編集を行う。編集に当たっては、出演者（パーソナリティ及びゲスト）の確認を受けるものとする。

編集後、ソーシャルメディア系サービス／アプリを利用して配信する。配信回数は6回、1回当たりの配信時間は20分程度とし、10月に配信を開始する。

(3) セキュリティ確保と安全対策業務

セキュリティを確保し、安定的に配信する。

配信でトラブルが発生した際に対応する。

視聴者が安心して投稿できるシステムを構築し、投稿へ対応する。

(4) 広報業務

インターネット等を利用した県内在住の10歳代から30歳代を対象とする広告を制作し、各配信の1週間前を目途に配信を開始する。

(5) 令和4年度配信内容の編集

令和4年度に配信した内容（1回あたり30分×5回）を20分程度（各回4分程度×5回）に編集し、テロップ等を作成、挿入する。

編集に当たっては、令和4年度のパーソナリティに企画及び構成内容の作成を依頼し、ゲスト（計7名）の意見を聴く。

(6) 別途県が設置する検討会議への出席及び事務局業務の支援業務

令和5年度内に青森市内で4回程度開催予定の検討会議へ出席し、会議録を作成する。

(7) 出演者等への謝金及び旅費等の支払業務

パーソナリティ及びゲストに対する謝金及び旅費、収録会場使用料を支払う。

4 業務の対象となる経費

上記3に掲げる業務を実施する上で、次に示す必要な経費を計上することができる。

人件費、謝金、旅費、通信費、郵送料、消耗品費、印刷費、会場使用料、一般管理費、消費税、その他必要と認められる経費（たとえば、傷害保険料）。

5 業務スケジュール（予定）

令和5年9月

準備、取材

令和5年10月～令和6年3月

取材、収録、編集及び配信、投稿への対応

令和6年3月

報告書作成

6 成果品

事業報告書（様式任意）2部、電子ファイル 一式

7 その他留意事項等

(1) 発注者の業務及び負担する経費

出演するパーソナリティ及びゲストの選定及び日程調整

検討会議の開催（青森市内）に要する経費（受注者の参加経費は除く）

(2) 受注者の業務及び負担する経費

（1）以外の業務及び経費

(3) 感染症への対応について

適切な感染防止策を講じたうえで実施すること。

(4) 再委託について

業務の一部についての再委託が必要な場合には、あらかじめ書面で発注者の承認を得ること。

(5) 協議事項

業務の詳細については、発注者と協議のうえ十分な調整を図り、実施に当たり仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者及び関係者と協議するものとする。